

前田の《ちょっと経営を考えよう》第 341 回

いよいよ令和元年も終わりに近づきました。ほんとうに時の過ぎるのは早いものですね。来年も頑張ってください。そしてよろしくお願いたします。

ところで年初に立てられた目標は達成できましたか。もし達成できなかったとしたら、その理由は何でしょう。このあたりの理由も分析しておくことが重要です。

さて来年、あるいは来期の目標、それを達成するためのアクションプランの樹立とその実行状況の毎日のチェック（また、できそうもないアクションプランはしっかりできるものに変更する）が大変重要です。達成可能な目標を立てるために注意すべきことは、役立つ情報、データの入手力、そして役立つデータを選び抜く眼力です。

例えば車の販売台数、住宅の着工件数、消費の伸び率、政府あるいは県・市等の予算支出の動向、あなたの周りには情報がいっぱい転がっています。そしてあなたは、その情報がノイズか「情報鉱脈」かを見分ける力を養わなければなりません。日頃テレビを見る、新聞を読む…そこにもあなたのためになる情報は必ず転がっているはず。

真剣に毎日を過ごせば、価値ある情報、「情報鉱脈」に行き当たるはず。それをうまく利用し、しっかり目標を立て、来年はあなたの会社をすばらしい会社にしてください。

目標を達成しましょう！

前田の《今人生を語る》第 246 回

めざめよ日本人 (168)

かつて日本は、経済は一流、政治は二流と言われました。現在双方は、少なくとも一段階ずつ価値を下げています。特に日本のために政治を行わず、隣の国、そしてその近くの国のために政治を行う政治家の多いこと！情けないですね。

我々国民はもっと目を開き、勉強し、そういった政治家に一票を投じないようにしたいものですね。

「平成30年度税制改正大綱」の影響を受け、2020年1月から源泉所得税の改正が行われます。2018年度に配偶者（特別）控除の改正をうけて一部の申告書で様式変更が行われたばかりですが、今回の税制改正後も申告書が大幅に変更される予定です。

- ◆ 2020年1月から施行される改正点のうち、来年度の年末調整に影響するもの
 - ① 基礎控除の引き上げ（38万円→48万円）
※ただし所得金額が2,400万円超の場合、段階的に縮小
 - ② 給与所得控除の引き下げ（65万円→55万円）
※さらに給与所得控除の上限額が適用される給与等の収入金額は850万円になる
 - ③ 所得金額調整控除の創設
※②の改正により増税となってしまう層があるため、給与収入の金額が850万円超1,000万円以下の層の税負担を一部軽減すべく創設（要件あり）
 - ④ 配偶者・扶養親族等の合計所得金額要件等の見直し

上記①-③の改正に伴い、2020年からは各種控除を受けるために④の要件も見直されることになりました。

扶養区分	合計所得（改正前）	合計所得（改正後）
同一生計配偶者	38万円以下	48万円以下
扶養親族	38万円以下	48万円以下
源泉控除対象配偶者	85万円以下	95万円以下
配偶者特別控除の対象となる配偶者	38万円超123万円以下	48万円超133万円以下
勤労学生	65万円以下	75万円以下

また「給与所得者の配偶者控除等申告書」の様式も変更になります。来年の話ではありますが、頭の片隅に留めておいていただければと思います。

「給与所得者の配偶者控除等申告書」
「給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 所得金額調整控除申告書」

